

塗膜品質保証書

御中

〒550-0025 大阪市西区九条南 4-5-23

株式会社 ゆとり

代表取締役 和田 修

今般ご下命いただきました下記工事の内容につきまして、下記の保証内容に基づき保証申し上げます。

記

工事名称

所在地

元請

施工年月日 平成 年 月 日 ~ 年 月 日

品種及び施工面積

躯体種類

保証条件

- 本保証書の有効記期限は、平成 年 月 日より ヶ月間となります。
但し、保証期間内に万一、塗膜に不具合が発生し保証工事を行った場合においても、保証期間は当初の有効期限迄と致します。
- 保証範囲は、塗膜変化について次の項目を保証します。
 - 塗膜の剥離が著しく目立たないこと。
 - 塗膜の変退色が著しく目立たないこと。但し、「著しく」とは、社会通念上、保証が必要と思われる程度とし、保証内容に抵触するか否かは上記連帯保証会社にて協議の上判断するものとする。
- 裏面の「品質保証の適応除外項目」に該当する不具合が発生した場合は保証の適用を除外致します。

塗膜品質保証の適応除外項目

保証期間内といえども次の事項に該当する場合は、保証の対象になりません。

- (1) 本塗装工事以外の建設施工上の欠陥に起因するもの。
- (2) お客様の不適切な取扱方法による損傷。
- (3) お客様の増改築に起因するもの。
- (4) 地震、火災、飛来物、外力、落雷などによる損傷。
- (5) 特殊な周辺環境地域(常時波しぶきがかかる海岸地域、常時酸・アルカリ・塩類・その他薬品等の腐食性物質やガスなどの影響を受ける地域、塵埃及び金属粉・石粉等が堆積する地域、融雪材散布地域、温泉源泉近隣地域や高温発生源の近隣地域など)における損傷。
- (6) 各種飛来物が付着し汚れた場合、かび、藻等の微生物による汚れ、雨水による汚れ等。
- (7) 第三者の故意による損傷・
- (8) 放射線による破損。
- (9) 下地基材の吸水、吸湿、動き、及び躯体の劣化による損傷。
- (10) 防水材、シーリング、パテ、その他下地目地材料などに起因する汚染、剥離、亀裂の損傷。
- (11) 下地から発生する錆及び周囲からの飛散による錆に起因する塗膜の損傷と剥離等。
- (12) 塗膜損傷の初期に連絡を行わず長期間放置した為に生じた拡大損傷の場合。